



N,N-ジメチルアセトアミドを労働安全衛生法の規制対象物質に追加

厚生労働省は、労働安全衛生法に基づき厚生労働大臣が定める化学物質(平成3年労働省告示第57号。以下「告示」という。)において、N,N-ジメチルアセトアミドを追加し、当該化学物質に係る指針(平成24年10月10日付け健康障害を防止するための指針公示第23号。以下「指針」という。)についても改正を行いました。

<改正の内容>

(1)労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質として、N,N-ジメチルアセトアミドを追加。

(2)指針の改正

ア 対象物質等にN,N-ジメチルアセトアミドを追加。

※「対象物質等」とは、対象物質及び対象物質を含有する物(対象物質の含有量が重量1パーセント以下のものを除く。)のことをいう。

イ N,N-ジメチルアセトアミドを、以下の措置の対象とする。

- ① 対象物質等へのばく露を低減させるため措置、
- ② 作業環境測定の実施、測定結果の評価の実施及び測定結果の記録等の保存、
- ③ 労働衛生教育、
- ④ 従事する労働者の把握、
- ⑤ 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付

公示日及び適用日：平成25年10月1日

当社は、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2013年10月1日 厚生労働省労働基準局通知
基発 1001第6号
測定技術箇所 小野元也

認可物質候補リスト(SVHCリスト)に追加する7物質を新たに提案

欧州化学品庁(ECHA)は2013年9月2日、認可物質候補リスト(Candidate List、いわゆるSVHCリスト)へ追加する物質として7物質を提案し、パブリックコンサルテーションを開始しました。コメント提出期限は、10月17日までとなります。

認可物質候補リストに追加された場合、その物質が0.1wt%を超えて含まれる成形品をEU域内で年間1t以上製造、もしくは輸入する場合、ECHAに届け出る必要があります。

今回新たに提案された7物質は次の通りです。

1. 硫化カドミウム (CAS番号:1306-23-6)
2. フタル酸ジヘキシル (CAS番号:84-75-3)
3. 3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス[4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸ナトリウム] (CAS番号:573-58-0)
4. 4-アミノ-3-[[4'-[(2,4-ジアミノフェニル)アゾ]-1,1'-ビフェニル-4-イル]アゾ]-5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム (CAS番号:1937-37-7)
5. イミダゾリジン-2-チオン (CAS番号:96-45-7)
6. 酢酸鉛 (CAS番号:301-04-2)
7. トリキシリルホスフェート (CAS番号:25155-23-1)

当社ではREACH関連物質の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2013年9月2日付 欧州化学品庁 HP
化学分析箇所 山本倫大

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見募集について](#)
2. [閉鎖性海域の窒素・炭素暫定排水基準の改正](#)
3. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#) 環境省

4. [低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定申請について](#) (JFE環境株式会社/神奈川県)
5. [低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定申請について](#) (株式会社エコロジスタ/群馬県)
6. [低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定申請について](#) (環境開発株式会社/石川県)



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成24年9月4日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。